

畜産第1893号

平成30年2月16日

関係各位

北海道農政部生産振興局畜産振興課  
家畜衛生担当課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ予防対策の徹底について

日頃より、本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本年1月11日、香川県において確認された高病原性鳥インフルエンザについては、発生農場の防疫措置終了後、周辺地域においても新たな発生は認められず、2月5日午前0時をもって全ての移動制限区域が解除されたところです。

また、2月7日、当該発生に係る疫学調査チームの第1回検討会が開催され、今般、別添のとおりその概要が公表されましたのでお知らせします。

つきましては、高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防に万全を期し、別添「予防対策の重要ポイント(平成30年2月、農林水産省作成)」も参考として、引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いするとともに、関係者等への周知、指導について御協力をお願いします。

連絡先

畜産振興課家畜衛生グループ主査(防疫)

電話:011-204-5441(ダイヤルイン)

電話:011-231-4111(内線27-783)

E-mail: hiramatsu.miyuko@pref.hokkaido.lg.jp

平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
疫学調査チーム検討会（第 1 回）の概要

平成 30 年 1 月に香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザ（H5N6 亜型）の発生事例について、発生確認直後に実施した現地調査、遺伝子解析や感染試験による分離ウイルスの性状分析等を踏まえ、疫学的検討を行った。

現地調査結果として、発生鶏舎が野鳥が飛来するため池に隣接していることなどが報告されるとともに、感染試験の中間結果として、感染鶏から排せつされるウイルス量が少ない可能性などが示された。

引き続き、感染試験による分離ウイルスの性状分析等を実施し、その結果を踏まえ、感染経路の究明や今後の検査体制等の検討のため、次回検討会を開催することとされた。

1. 現地調査等の概要（別添参照）

- ・ 発生農場の敷地のほぼ中央に、カモ類等の野鳥が飛来するため池があり、現地調査の際も水鳥が複数羽確認された。発生鶏舎はこのため池に最も近い場所に位置していた。
- ・ 当該農場では、鶏舎の壁の破損部分を補修するなどの野生動物の侵入防止対策が講じられていた。また、従業員が鶏舎に入る際には専用の長靴に履き替えるなどの衛生管理対策が実施されていたことが、管理人への聴取りにより確認された。ただし、現地調査時、発生鶏舎内にネズミのものと思われる小動物の糞が確認された。

2. 疫学調査のための環境材料等の採取と検査結果

- ・ 疫学調査のため、当該農場の発生鶏舎以外の鶏舎の飼養鶏の気管スワブ及びクロアカスワブ並びに血液、発生鶏舎内の鶏糞が混じった敷料、発生鶏舎近くのため池の水、ため池の近くで確認された野鳥の糞等の計 240 検体を採材し、鳥取大学においてウイルス検査や抗体検査を実施したが、全て陰性であった。
- ・ また、香川県の家畜保健衛生所が、発生鶏舎の飼養鶏 10 羽について抗体検査を実施したが、全て陰性であった。

3. 分離ウイルスの特徴

- ・ 分離された H5N6 亜型ウイルスは、遺伝子解析の結果から、昨年度の冬に欧州で流行した H5N8 亜型ウイルスと、ユーラシア大陸の野鳥で循環している N6 亜型（HA 亜型は不明）ウイルスが再集合したウイルスであると考えられた（農研機構動物衛生研究部門が本年 1 月に発表済み）。
- ・ 昨年 11 月に島根県で発見された死亡野鳥から検出されたウイルスと本年 1 月に東京都で発見された死亡野鳥から検出されたウイルスは相同性が極めて高かったが、香川県で検出された今般のウイルスは、これらウイルスとは明確に区別された。
- ・ 感染試験の中間結果から、本ウイルスの感染が成立すると（鶏が感染すると）、昨年度までに検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、鶏に対し高い致死性を示すものの、感染の成立には比較的多くのウイルス量が必要である可能性、感染鶏から排せつされるウイルス量が比較的少ない可能性が示唆された。

#### 4. ウイルスの侵入時期及び経路

##### (1) 国内への侵入経路・時期

渡り鳥などの野鳥による国内への具体的な侵入経路・時期については、今後、今シーズンの渡り鳥の渡りの動向、海外で検出されているウイルスの情報等を収集・分析し、究明を進めていくこととされた。

##### (2) 鶏舎への侵入時期・経路

発生鶏舎において死亡羽数の増加が確認されたものの、家畜保健衛生所への届出後に更なる死亡羽数の急増が確認されなかったこと、発生鶏舎の生存鶏及び敷料等の環境材料からウイルスが分離されなかったこと、発生鶏舎の飼養鶏から抗体が検出されなかったこと等が現時点で確認されている。このためウイルスの鶏舎への侵入時期については、現在実施中の感染試験の結果等を踏まえ、検討を進めていくこととされた。

鶏舎への侵入経路については、現時点では不明であるが、発生鶏舎は、野鳥が飛来するため池に最も近い場所にあることから、ウイルスが鶏舎周辺に存在し、人、野生動物等何らかの形でウイルスが鶏舎内に侵入した可能性が考えられた。

#### 5. その他

##### (1) 検査について

- ・ 1月10日に香川県の家畜保健衛生所で実施した遺伝子検査に用いた検体について、農研機構動物衛生研究部門においても遺伝子検査を実施したところ、家畜保健衛生所の検査で得られた結果と矛盾しない結果が確認された。
- ・ これまでに確認されているウイルスの性状を踏まえると、農林水産省が本年1月15日に通知した検査体制の強化（簡易検査に使用する検体数の増加、確実な採材、経過観察）は、当面の間、引き続き実施していくことが適当とされた。また、今後の検査体制については、現在実施中の感染試験の結果等を踏まえ、検討を進めていくこととされた。

##### (2) 発生予防対策について

- ・ 昨年度においても、3月下旬に本病の発生が確認されたように、カモ類などの渡り鳥は、越冬のために日本に飛来した後も国内を移動し、また、越冬を終えて営巣地に向かう途中にも国内の各所に立ち寄ることが知られていることから、厳重な警戒を継続する必要があるとされた。
- ・ 香川県の事例も、発生鶏舎の近くに池があったことから、周辺に池等の水辺がある農場においては、家きん舎周辺にウイルスが存在するかもしれないという意識を持って、厳格な衛生管理を講じていくことが必要とされた。
- ・ 感染試験の中間結果から、死亡羽数の増加は引き続き主な臨床所見であることから、毎日の健康観察による早期発見・早期通報が重要とされた。

(以上)

香川県の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要（平成30年1月12日実施）

平成30年1月12日に実施した現地調査及びその後の追加情報により、以下のことを確認した。

#### 1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、平野部につながる丘陵地の入口に位置し、付近は竹林と雑木林に囲まれている。また、農場敷地のほぼ中央に長径約50メートルのため池がある。現地調査時には、このため池の辺縁部は前日からの降雪により凍結し、表面は雪でほぼ覆われていたが、オオバン、カイツブリ及びダイサギ各1羽が確認された。また、農場から250メートルほど離れたところに、長径約200メートルの池があるが、ここではホシハジロ8羽、オオバン16羽及びマガモ数羽などの水鳥類が確認された。
- ② 当該農場には18棟の鶏舎があり、発生時には発生鶏舎を含めて8鶏舎で肉用鶏が飼養されていた（残りの鶏舎は空舎）。発生鶏舎は一般道路に面しており、鶏舎の中で最もため池に近い場所に位置していた（ため池から10メートル程度の距離）。

#### 2 管理人及び従業員

- ① 当該農場の鶏舎の管理は、1.5キロメートルほど離れた関連農場と同じ従業員（計7名）によって行われており、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏をビニール袋に回収し、処理施設へ搬出している。なお、従業員ごとに、担当する鶏舎は分かれていない。
- ② 管理人によると、従業員は出勤後、更衣室で着替えるとともに、鶏舎に入る際には、鶏舎ごとに従業員別に用意された長靴に履き替えているとのこと。

#### 3 農場の飼養衛生管理

- ① 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ② 飼養鶏への給与水は、水道水がいったん農場内の貯水タンクに貯蔵され、パイプによって各鶏舎に供給されている。
- ③ 管理人によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏糞・敷料の除去と鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。
- ④ 管理人によると、車両が当該農場に出入りする際、動力噴霧機による消毒を行っているとのこと。
- ⑤ 鶏舎構造は片側の壁面に設置された換気扇から吸気し、反対側の壁面に設置された換気扇から排気するタイプの鶏舎であった。吸気口及び排気口は長径5センチ程度の金網で覆われ、かつ、その外側には開閉可能な板が設置されていた（管理人によると、換気扇を停止する際にはこの板を閉めているとのこと。）。






#### 4 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎では、壁の一部や、鶏舎外へ配管を通す穴に小型の野生動物が侵入可能と考えられる破損や隙間が複数あったものの、段ボールやコンパネ等により補修されていた。また、雛導入前に、壁の内側に透明のビニールシートを張っていた。
- ② 管理人によると、鶏舎内においてネズミを見かけることもあるが、オールアウト後などにネズミ対策（殺鼠剤等）を行っているとのこと。現地調査時には、発生鶏舎内にネズミのものとと思われる小動物の糞が確認された。

# 【発生農場見取図】

※1～3号鶏舎は数年前から未使用  
4～10号鶏舎は発生時空舎期間中



- |                                                                                                       |                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  飼料タンク             |  更衣室・トイレ |
|  事務所               |  倉庫      |
|  車両消毒場所<br>(動力噴霧機) |                                                                                               |

# <発生農場の状況>

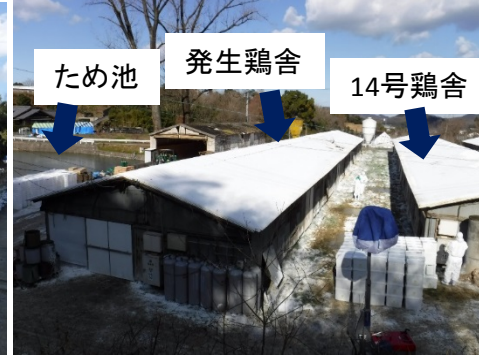
①発生鶏舎に隣接するため池



②発生鶏舎周辺



③発生鶏舎周辺



④発生鶏舎に隣接するため池で確認された野鳥(ダイサギ)



⑤発生鶏舎側面



発生後、防疫作業用に持ち込んだ資材

⑥配管を通す穴の隙間の補修



⑦鶏の飼養状況(18号鶏舎)  
(内壁側面にビニールシートを張付)



⑧壁の破損の補修箇所



⑨ネズミのと思われる糞



# 予防対策の重要ポイント

## 【衛生管理区域】

家きん舎

車両消毒

消毒の実施

専用の服や靴の使用

壁や金網の破損修繕

集卵・除糞ベルトの  
開口部の隙間対策

家きん舎周囲の整理・  
整頓(樹木の剪定等)

野鳥飛来防止対策  
(忌避テープを張るなど)

水辺

鶏舎周囲の池の  
水抜き

### ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗淨・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・上記措置の記録

### ②野生動物対策

- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は  
①、②の予防対策を徹底

(リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)